

業務仕様書

1 業務の名称

鳥栖市外国語指導助手派遣業務

2 目的

鳥栖市立小中学校（以下「学校」という。）に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置し、外国語教育の一層の充実を図り、児童生徒の言語や文化についての理解を深め、コミュニケーション能力を高めることを目的とする。

3 業務内容

(1) ALTの派遣元が行う業務

- (ア) 学校へのALT派遣
- (イ) ALTの氏名及び派遣先一覧を派遣開始前に鳥栖市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出
- (ウ) 鳥栖市担当コーディネーターの選任
- (エ) ALTの学校への年間派遣計画の作成（学校へのヒアリングに基づいた調整含む）
- (オ) 教育委員会、学校、ALTとの連絡調整
- (カ) 教育委員会への月別業務実施報告書の提出
- (キ) その他、教育委員会と派遣元が合意して定める業務

(2) ALTが行う業務

- (ア) 英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導の補助
- (イ) 教材・資料の作成やその補助
- (ウ) 教員と指導内容・方法についての打合せ
- (エ) 試験実施の補助
- (オ) クラブ活動等における児童生徒との交流活動
- (カ) 教員に対する有効な教授法、効果的な授業実践、指導案作成に関する支援及び情報提供
- (キ) 学校行事の運営支援及び参加
- (ク) その他、教育委員会と派遣元が合意して定める業務

4 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 派遣場所

学校及び教育委員会が指定した場所

6 ALTの派遣日、派遣時間及び派遣人数

派遣日、派遣時間及び派遣人数は、次のとおり定める。ただし、具体的な派遣日及び派遣時間については、教育委員会と派遣元の協議の上、派遣場所の実情に応じて別途定めることとする。

(1) 派遣日

(ア) 原則として、月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、及び学校が指定する日は派遣しないものとする。ただし、学校行事等の都合により、事前に双方の合意がある場合はこの限りではない。

(イ) 派遣日数は、ALT 1人あたり年間190日程度とする。

(2) 派遣時間

派遣時間は午前8時15分から午後4時30分までの間で、1日7時間勤務（休憩45分）を原則とする。

(3) 派遣人数

派遣人数は、6名とする。

7 ALTの要件

ALTは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 母語が英語である又は同等の英語力を有し、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身に着け、正確かつ適切に指導できる者
- (2) 短期大学士以上の学位を有する者
- (3) 本業務履行のために適したビザを有する者
- (4) 教職員等との授業の打合せ等に支障が出ない程度の日本語力を有する者
- (5) 積極的に児童生徒と共に活動することに意欲がある者
- (6) 学校においてふさわしくない犯罪歴（飲酒運転、麻薬等の薬物に関する犯罪、性犯罪、児童に関する犯罪等）を有しない者。

8 業務の履行

- (1) 派遣元は、業務の実施担当ALTを定め、派遣の主旨に従い、派遣元の責任において業務を完遂すること。
- (2) 実施担当ALTは職務専念義務及び守秘義務を厳守しなければならない。雇用終了後も同様とする。
- (3) 実施担当ALTが疾病その他やむを得ない理由により所定の業務を履行できない場合、派遣元は直ちにその旨を教育委員会に報告し、臨時担当ALTの氏名を通知の上、業務を履行すること。

- (4) 実施担当ALTの評価が芳しくなく、かつ派遣元による再指導を実施しても改善が見られない場合など、交代が必要な場合は迅速かつ適切な対応をとること。
- (5) 派遣元が上記8(3)又は(4)の理由により業務の履行ができなかった場合、派遣元は未履行分の業務を教育委員会と調整の上、履行期間中の他の日に履行すること。ただし、未履行分の業務が履行期間中に完了しない場合は、当該未履行分に係る派遣料を減額する。

9 業務の改善

教育委員会は、ALTの業務に問題があると判断するときは、派遣元に業務の改善を求めることができる。

10 費用負担

業務の履行に係る一切の費用は、派遣元の負担とする。

11 報告書の提出

派遣元は、教育委員会に対して、業務を履行した場所、月日、授業の時限等を記載した月別業務実施報告書を履行月の翌月10日までに提出する。ただし、3月分は、各年度3月31日までに提出する。

12 その他

- (1) ALTが業務遂行中または業務へ移動する際の事故については、派遣元の責任において一切の処理を行うものとする。また、ALTが加害者となった場合も派遣元の責任において一切の処理を行うものとする。
- (2) 本業務の実施上、派遣元またはALTの責に帰す事由により、鳥栖市、学校、児童生徒、教職員または第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償すること。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、教育委員会と協議のうえ別途定める。